

第三條 行政官廳ハ「トラホーム」患者ニシテ治療ヲ受クルノ途ナキ者ニ對シ治療ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ治療ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ患者所在地ノ市町村ノ負擔トス

第四條 行政官廳ハ「トラホーム」豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

- 一、 檢診ヲ施行スルコト
- 二、 「トラホーム」患者ニ對シ客ニ接スル業務ニ從事スルヲ停止スルコト
- 三、 學校、幼稚園、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルベキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ「トラホーム」豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト

地方長官ニ於テ前項第一號ノ檢診ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第五條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ「トラホーム」ノ豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲スベシ

第六條 北海道地方費又ハ府縣ノ命令ノ定ムル所ニ依リ「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用ノ補助ヲ爲スベシ

第七條 國庫ハ前條ノ補助ノ爲其ノ他「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ六分ノ一ヲ補助ス

第八條 官廳、公署、官立公立ノ學校製造所等ニ於テハ其ノ長ハ第四條第一項第三號ノ規定ニ準シ「トラホーム」豫防ニ關スル事項ヲ施行スベシ

第九條 第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス

第十條 第四條第一項ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

- 一、 未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁治産者ノ後見人親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戶主、戶主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戶主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ戶主ノ後見人
- 二、 教育、監護又ハ備使ノ目的ヲ以テ未成年者ヲ寄寓セシムル者又ハ其ノ法定代理人

第十二條 本法中市町村アルハ市制町村制ヲ施行セル地ニ於テハ之ニ準スベキモノトス

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

### ○醫師法中の改正

醫師法中の改正は、四月十日法律第五十七號を以て公布せられ、愈醫師會の強制設立、醫師の醫師會への強制加入を規定せられたるが、其法律全文左の如し。

#### ●法律第五十七號

#### 醫師法中左の通改正す

第一條中「帝國大學醫科大學醫學科」ヲ「大學令ニ依リ大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者」ニ改ム

第二條中第一號ヲ左ノ如ク改メ第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トス

一、 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

第三條中「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役又ハ禁錮」ニ改ム

第八條 醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ郡市區醫師會ヲ設立スベシ

郡市區醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會ヲ設立スベシ

郡市區醫師會及道府縣醫師會ハ法人トス勅令ノ定ムル所ニ依リ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第九條 郡市區醫師會ハ命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外郡市又ハ北海道若ハ沖繩縣ノ區チ區域トス

公私立ノ診察所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ニ於テ診察又ハ治療ニ從事スル醫師ハ其ノ診察所、治療所又ハ出張所ノ所在地チ區域トスル郡市區醫師會ノ會員トス

第九條ノ二 道府縣醫師會ハ道府縣チ區域トス

道府縣内ニ在ル郡市區醫師會ハ其道府縣チ區域トスル道府縣醫師會ノ會員トス

第九條ノ三 郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會員ヨリ徵收スベキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九條ノ四 前四條ニ規定スルモノノ外郡市區醫師會及道府縣醫師會ノ設立ノ手續、機關ノ組織、經費ノ負擔、監督、會員ノ懲戒其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條中「第二條第一號又ハ第三號」ヲ「第二條各號ノ一」ニ「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役又ハ禁錮」ニ「第二條第三號」ヲ「第二條第二號」ニ改ム

第十一條中「五百圓以下ノ罰金」ヲ「五百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料」ニ改ム

本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫科大學醫學科ヲ卒業シタル者ハ大學令ニ依リ大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ在スル醫師會ハ本法施行ノ日ヨリ六月内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

### ○大日本私立衛生會總會

同會第卅七次定期總會は、五月廿四日(土曜日)午後一時より、麴町區大手町なる同會々堂に於て左記の順序により開催せられたり。

- 一、 開會の辭
  - 一、 役員改選報告
  - 一、 前年中本會成績及會計報道
  - 一、 前年中内國衛生上の報道
  - 一、 内務大臣祝辭
  - 一、 講演
- 會頭醫學博士 北里柴三郎
- 評議員兼理事 遠山椿吉
- 醫學博士 評議員 栗本庸勝
- 陸軍中將 長岡外史
- 内務書記官 田子一民
- 法學博士 窪田靜太郎

### ○結核豫防協會の事業

一、 閉會の辭

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大日本結核豫防協會に於ては、一時休刊し居りたる雑誌「人生の幸福」を再刊することとし、四月末第五卷を出したるが、内容豊富にして趣味津津たるものあり人生を裨益すること尠からざるべし、又同會に於ては豫て主張せる「結核豫防法」發布を記念する爲め、民間飛行家山形豊三郎氏に委囑し、五月十八日帝都の上空を飛行しつゝ、結核豫防に關する注意書を撒布せり。

○結核豫防團體聯合會

第五回全國結核豫防團體聯合會は、本月三十日及三十一日の兩日山形市に協議會及び講演會を開催することと決し大日本結核豫防協會より北里、遠山、北島、金杉、外三氏白十字會よりは林氏外一二氏出張参加すべしと云ふ。

○南支那各地の脚氣病調査

臨時脚氣病調査會にては、南支那各地に於ける脚氣の狀況を知悉する爲め、東京醫科大學教授西澤博士に

調査方を委囑したり而して同博士は三月末出帆上海、厦門、汕頭等を経て、臺灣に立寄りて既に歸朝せられたりと云ふ。

○日本微生物學會、日本衛生學會、北里研究所同窓會

第七回日本微生物學會總會は、三月廿九日、卅日和歌山市會議事堂に於て開催せられ、第一日は伊庭夫人望月氏の懸賞論文披露に次で、野上文學博士、松下醫學博士の特別講演ありて、懇親會に移り、第二日は會員演説及び相馬、吉川兩博士の宿題報告ありたり  
第二十九回日本衛生學會は、四月三日東大衛生學教室に於て開かれ、會員諸氏の多數講演あり、「インフルエンザ」病原問題に就ては、數氏の講演ありて場内大に緊張せしが、午後六時無事に閉會を告げ、夫れより懇親會に移り大に盛りしと云ふ。  
第二十回北里研究所同窓會は、四月五日、六日大日本私立衛生會々堂に於て開催せられ、第一日は會務報告

以外會員の講演を以て了り、第二日は會員演説以外吉田理學博士の「蛔蟲の發育に就て」なる特別講演あり、次で溝口博士の獎學資金論文の發表あり、更に茂木博士の「輓近外科學に於ける消毒法の變遷」なる特別講演ありて散會し、同夜例によりて兩國福井樓に於て懇親會を開催し、頗る盛會なりしと云ふ。

○會員會費領收廣告 (自大正七年十月至大正八年九月)

一金 四圓	自六年十月	大阪府	長谷川 清治
同	自七年九月	同	進藤隆之助
同	自七年十月	同	佐多 愛彦
同	自七年十一月	同	石 神 享
同	自七年十二月	同	増 田 貞 一
同	自八年一月	同	松 田 毅
同	自八年二月	同	國光製藥株式會社
同	自八年三月	同	平 野 藤 七
同	自八年四月	同	京都府
同	自八年五月	同	清 野 勇
同	自八年六月	同	奈良縣
同	自八年七月	同	矢 追 誠 一
同	自八年八月	同	宮 城 孝 之
同	自八年九月	同	長 尾 捨 次 郎

一金 貳圓	自七年十月	神戶市	井上學太郎
同	自七年十一月	三重縣	高野乙麿
同	自七年十二月	同	森 田 完
同	自八年一月	同	愛知縣
同	自八年二月	同	高崎 壽 市
同	自八年三月	同	靜岡縣
同	自八年四月	同	遠 田 清
同	自八年五月	同	佐藤 貞 雄
同	自八年六月	同	尾崎 孝 三 郎
同	自八年七月	同	和 田 茂 作
同	自八年八月	同	吉 場 節
同	自八年九月	同	戸塚 伊 一 郎
同	同	同	野口 貞 造
同	同	同	船越 鼎 太郎
同	同	同	宮 本 泰 壽
同	同	同	佐竹 鑑 太郎
同	同	同	鹽 谷 鐵 郎
同	同	同	菅 谷 鐵 郎
同	同	同	本島 藤 七 郎
同	同	同	佐藤 榮 秀
同	同	同	埼玉縣
同	同	同	生島 倭 三 郎
同	同	同	吉川 眞 喜 四 郎
同	同	同	横田 菊 三 郎
同	同	同	長崎 福 彌
同	同	同	西原 保 之
同	同	同	桂 祐 三